

広島県教育委員会規則第二号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和二十七年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(登録の申請)</p> <p>第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十二条第一項の登録申請書は、別記様式第一号によるものとする。</p> <p>2  法第十二条第二項第三号に規定する書類は、<u>広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）</u>が別に定める。</p> <p>(登録の審査)</p> <p>第一条 法第十三条第一項第三号から第五号までに規定する基準は、<u>教育長</u>が別に定める。</p> <p>2  広島県教育委員会は、<u>法第十三条の規定による登録要件の審査に当つては、必要に応じ</u>て実地調査等を行うものとする。</p> | <p>第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十条の規定による登録を受けようとするものは、次の各号に掲げる書類を添付した博物館登録申請書を<u>広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>に提出しなければならない。</p> <p>一 地方公共団体が設置するものにあつては設置条例の写、一般社団法人又は一般財団法人が設置するものにあつてはその定款の写、宗教法人が設置するものにあつてはその規則の写</p> <p>二 館則の写</p> <p>三 直接、博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面</p> <p>四 当該年度における事業計画及び当該事業に係る予算を記載した書面</p> <p>五 博物館資料の目録及び学芸員の氏名を記載した書面</p> <p>第二条 教育委員会は、<u>法第十二条の規定による登録要件の審査に当つては、実地調査及び学識経験者の意見をきく等、審査の適正を期さなければならぬ。</u></p> <p>2  教育委員会は、<u>前項の審査の結果、法第十二条の登録要件を備えていると認めるときは</u>遅滞なく、博物館登録簿に登録しなければならない。</p> |

(登録原簿)  
第三条 法第十四条の博物館登録原簿は、別記様式第二号によるものとする。

第三条 法第十四条第一項の規定による登録の取消をしようとする場合は、第二条の規定に準じ、審査の適正を期するとともに、あらかじめ、当該博物館の設置者に対し、教育委員会の指定する場所において、口頭及び書面による陳述の機会を与えなければならない。  
2| 前項の口頭、及び書面による陳述は、博物館がその要件を欠くに至つたと認められた日から、三十日以内に行わなければならない。

(変更の届出)  
第四条 法第十五条第一項の規定による変更の届出は、別記様式第三号によるものとする。

第四条 第一条の規定による博物館登録申請書の記載事項について変更があつたときは、速やかに、博物館変更届により、教育委員会に届け出なければならない。但し、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年九月三十日及び三月三十一日までに、届け出るものとする。

(定期報告)  
第五条 法第十六条の規定による定期報告の時期及び内容については、教育長が別に定める。

(廃止の届出)  
第六条 法第二十条第一項の規定による博物館の廃止の届出は、別記様式第四号によるものとする。  
2| 前項の届出は、その事由の生じた日から二十日以内に、行わなければならない。

第五条 博物館を廃止したときは、その事由の生じた日から二十日以内に、博物館廃止届により、教育委員会に届け出なければならない。  
第六条 教育委員会は、次に掲げる事項について、そのつど、公示しなければならない。  
一 法第十条の登録をしたとき  
二 法第十三条第二項の変更登録をしたとき  
三 法第十四条第一項の登録の取消をしたとき  
四 法第十五条第一項の登録のまゝ、つゝ、消をしたとき

(委任規定)  
第七条 (略)

第七条 (略)

附則の次に次の四様式を加える

(別記) 様式第1号

博物館登録申請書

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

申請者

| 事 項     | 記 載 欄 |
|---------|-------|
| 設置者の名称  |       |
| 設置者の住所  |       |
| 博物館の名称  |       |
| 博物館の所在地 |       |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号

| 博 物 館 登 録 原 簿 |       |         |         |
|---------------|-------|---------|---------|
| 事 項           | 登 録   | 登 録 変 更 | 登 録 変 更 |
|               | 年 月 日 | 年 月 日   | 年 月 日   |
|               | 第 号   |         |         |
| 設置者の名称及び住所    |       |         |         |
| 博 物 館 の 名 称   |       |         |         |
| 博 物 館 の 所 在 地 |       |         |         |
| 備 考           |       |         |         |

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第3号

博物館登録変更届

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

設置者

| 変更年月日 | 変更内容 |     | 変更の事由 |
|-------|------|-----|-------|
|       | 変更前  | 変更後 |       |
|       |      |     |       |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第4号

博 物 館 廃 止 届

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

設置者

| 事 項        | 記 載 欄 |
|------------|-------|
| 設置者の名称及び住所 |       |
| 博物館の名称     |       |
| 博物館の所在地    |       |
| 登録番号       |       |
| 廃止年月日      |       |
| 廃止の理由      |       |
| 廃止後の処置     |       |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

この教育委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。